

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 22 年 12 月 13 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」において、資格管理業務に対する協会の意見・要望等に対する対応を資格管理業務における課題への対応に伴う関連規則見直しのポイントとして取りまとめ、本年 9 月 14 日の自主規制会議において、承認されたところである。

今般、同見直しのポイントに基づき、自主規制の質を維持しつつ、協会における外務員等資格試験・外務員資格更新研修の管理事務効率の向上、外務員の職務への従事に要する期間の短縮（人員配置の機動性の向上）等を図るため、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則、「外務員等資格試験に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験を（二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも）直接受験できることとする。これに関連し、一般の者に開放する試験（現行、二種外務員資格試験のみ）に、一種外務員資格試験を加える。

（「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 4 条、第 13 条）

2. 外務員等資格試験不合格時の受験待機期間（現行、1 回目：30 日、2 回目：30 日、3 回目：180 日…）を、受験回数にかかわらず 30 日とする。また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。

（「試験規則」第 9 条）

3. 外務員資格更新研修（現行、3 種類）を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し 1 種類に統合する。また、一般開放試験合格者に係るいわゆる事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「登録規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則（以下「登録細則」という。）第 10 条、第 11 条、「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2）

4. 協会員が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等を緩和する。

(「試験規則」第4条、第7条、第10条、第11条)

5. 協会員が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の書類について、システムによる提出を可能とする。

(「登録規則」第7条、第8条、第10条、第14条、第17条、「登録細則」第5条、第7条、新第6条、新第7条、「試験規則」第11条、「仲介業規則」第30条、第31条)

6. その他所要の整備を行う。

(「登録規則」第2条、第7条、第9条、第15条、第16条、第18条、「登録細則」第3条、第5条から第7条、第9条、第10条、「試験規則」第4条、第4条の2、第6条、第7条、第11条、第12条、「仲介業規則」第10条の2、第15条、第18条、第19条、第31条、新第18条)

Ⅲ. 施行時期

本協会が別に定める日から施行する。ただし、「仲介業規則」第10条の2第2項第5号、同条第4項及び第15条第2項の改正については、平成○年○月○日から施行する。また、「試験規則」第4条第2項、第7条第7項及び第8項、第10条第2項、第11条の改正は、平成23年10月1日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 22 年 12 月 13 日(月)から平成 22 年 12 月 28 日(火)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

氏名又は名称

連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

意見の該当箇所

意見

理由

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 資格管理部 鎌田、毛利（TEL 03-3667-8461）

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 12 月 13 日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } { (現行どおり) 4 } 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、<u>特別会員においては、登録金融機関業務（定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）</u>、金商法第33条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの及び第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者</u>をいう。 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 第 3 章 外務員の登録手続、処分等 (外務員の登録申請) 第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。 1 (現行どおり) 2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ (現行どおり) ロ 役員又は従業員の別 ハ } { (現行どおり) ヘ } 2	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } { (省 略) 4 } 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登録金融機関業務（定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）、金商法第33条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの及び第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。 6 (省 略) 7 (省 略) 第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (外務員の登録申請) 第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。 1 (省 略) 2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ (省 略) ロ 役員又は従業員の別<u>及び従業員にあつては雇用の形態</u> ハ } { (省 略) ヘ } 2

改 正 案	現 行
3 <u>登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</u> 4 <u>協会員は、登録の申請を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</u> （登録及び登録済通知） 第 8 条 本協会は、協会員から登録の申請があった場合には、次条第 1 項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第 3 条第 1 項に定める事項を登録原簿に登録する。 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、<u>第 7 条第 4 項に規定する方法により、その旨を登録申請協会員に通知する。</u> （登録の拒否） 第 9 条 本協会は、<u>登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき（第 7 条第 4 項の規定に基づき登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該登録の申請の内容に虚偽があり若しくは重要な事実が欠けているときを含む。）は、その登録を拒否する。</u> 1 { 4 2 3 （ 現行どおり ） （登録事項の変更等届出） 第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいず	3 <u>第 1 項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</u> 4 <u>第 1 項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。</u> （登録及び登録通知） 第 8 条 本協会は、協会員から前条第 1 項の規定による登録の申請があった場合においては、次条第 1 項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第 3 条第 1 項に定める事項を登録原簿に登録する。 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、<u>書面によりその旨を登録申請協会員に通知する。</u> （登録の拒否） 第 9 条 本協会は、<u>登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。</u> 1 { 4 2 3 （ 省 略 ） （登録事項の変更等届出） 第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいず

改 正 案	現 行
れかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、<u>第7条第4項に規定する方法により</u>、その旨を本協会に届け出なければならない。 1 } 3 } 2 } (現行どおり) (登録の抹消) 第 14 条 (現行どおり) 2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、<u>第7条第4項に規定する方法により</u>、その旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。 (登録事務に関する届出) 第 15 条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、第11条第1項の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した<u>届出書</u>を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長)に対して提出する。 1 } 3 } 4 } (現行どおり) (登録手数料の納付) 第 16 条 協会員は、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。 2 前項の登録手数料は、原則として、<u>登録の申請を行う際に、金銭により納めるものとする。</u> (細則への委任) 第 17 条 <u>外務員の登録手続について、必要な事項は、細則で定める。</u> (外務員資格更新研修の受講等) 第 18 条 協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録日」とい	れかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、<u>所定の様式により</u>その旨を本協会に届け出なければならない。 1 } 3 } 2 } (省 略) (登録の抹消) 第 14 条 (省 略) 2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、<u>書面により</u>その旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。 (登録事務に関する届出) 第 15 条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、第11条第1項の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した<u>書類</u>を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長)に対して提出する。 1 } 3 } 4 } (省 略) (登録手数料の納付) 第 16 条 協会員は、<u>第7条第1項の規定により</u>、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に定める登録手数料を本協会に納めなければならない。 2 前項の登録手数料は、原則として<u>登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。</u> (登録申請書等の様式) 第 17 条 <u>この規則に規定する登録申請書その他の書類は、細則に定める様式によるものとする。</u> (外務員資格更新研修の受講等) 第 18 条 協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録日」とい

改 正 案	現 行
う。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に修了するように、外務員資格更新研修(以下「資格更新研修」という。)を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 (削 る) (削 る) <u>2</u> 協会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に修了するように、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 <u>3</u> 本協会は、前2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下この条において「受講義務期限」という。)の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する協会員に対しその旨を通知する。	う。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、<u>当該外務員が保有する資格にかかわらず、次の各号に掲げる外務員の職務に応じた当該各号に掲げる外務員資格更新研修</u>(以下「資格更新研修」という。)を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 <u>1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員 会員資格更新研修</u> <u>2 特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員 特別会員資格更新研修。</u> <u>なお、会員資格更新研修に代えることができる。</u> <u>3 特別会員四種外務員 特別会員四種外務員資格更新研修。</u> <u>なお、会員資格更新研修又は特別会員資格更新研修に代えることができる。</u> <u>2 特別会員は、前項の規定により外務員に受講させる資格更新研修を、当該外務員が行う外務員の職務にかかわらず、当該外務員が保有する次の各号に掲げる資格(当該外務員が保有する第4条に定める資格のうち、同条各号に掲げる資格の順位において最も上位のものをいう。)に応じ、当該各号に掲げるものとしてすることができる。この場合、当該特別会員は、登録を受けているすべての外務員に、次の各号に掲げる区分に応じた資格更新研修を受講させなければならない。</u> <u>1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員 会員資格更新研修</u> <u>2 特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員 特別会員資格更新研修</u> <u>3 特別会員四種外務員 特別会員四種外務員資格更新研修</u> <u>3</u> 協会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、<u>第1項各号に掲げる区分(前項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に応じた資格更新研修を受講させなければならない</u>。ただし、細則に定める者については、この限りでない。 <u>4</u> 本協会は、<u>第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下この条において「受講義務期限」という。)の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する協会員に対しその旨を通知する。</u>

改 正 案	現 行
<u>4</u> (現行どおり) <u>5</u> 協会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。 <u>6</u> (現行どおり) <u>7</u> (現行どおり) <u>8</u> 資格更新研修の方法については、本協会がこれを定める。 <u>9</u> 試験規則第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、資格更新研修について準用する。この場合において、各規定中、「試験」とあるのは「資格更新研修」と、「受験手続」とあるのは「受講手続」と、「受験料」とあるのは「受講料」と、「委員会」とあるのは「本協会」と、「不正受験者」とあるのは「不正受講者」と、「不合格」とあるのは「未修了」と、「受験」とあるのは「受講」と、「不正受験」とあるのは「不正受講」と、「受験者」とあるのは「受講者」とそれぞれ読み替えるものとする。 (削 る)	<u>5</u> (省 略) <u>6</u> 協会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。 <u>7</u> (省 略) <u>8</u> (省 略) (新 設) (新 設) (登録金融機関金融商品仲介行為従事者等) 第18条の2 特別会員は、登録を受けている外務員について、新たに登録金融機関金融商品仲介行為に従事させたときは、当該従事させた日後180日以内に、会員資格更新研修を受講させなければならない。ただし、前条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員の外務員その他細則に定める者については、この限りでない。 <u>2</u> 特別会員は、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務に係る職務を行う外務員について、当該職務に替え新たに特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員に係る職務を行わせる場合には、当該行わせた日後180日以内に、特別会員資格更新研修を受講させなければならない。ただし、前条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員の外務員その他細則に定める者については、この限りでない。 <u>3</u> 前条第4項から第8項の規定は、第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について準用する。この場合において、これらの規定中「協会員」とあるのは、「特別会員」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
(削 る) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>4 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為に従事する登録を受けている外務員について、当該外務員の氏名及び登録金融機関金融商品仲介行為の従事日その他の事項を、別に定めるところにより本協会に届け出なければならない。ただし、前条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、この限りでない。</u> (一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第18条の3 <u>協会員は、役員又は従業員のうち試験規則第13条の規定により受験し合格した者(過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。以下この項において同じ。)について、合格の日から2年を経過した日以降に、初めて外務員の登録を受けるときは、外務員登録日前に、第18条第1項各号に掲げる区分(同条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に応じた資格更新研修を修了させなければならない。ただし、試験規則第13条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、外務員登録日前に、細則に定める試験に合格した場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の資格更新研修の受講がなされた場合であつても、協会員は、当該受講者について、第18条又は第18条の2に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</u>

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正について（案）

平成 22 年 12 月 13 日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(登録原簿の記載事項) 第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 (現行どおり) 2 外務員についての次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日、<u>性別及び識別番号</u> ロ 役員又は従業員の別 ハ (現行どおり) ニ <u>外務員（「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 6 号に規定する外務員を含む。）の登録を受けていたことの有無並びに当該登録を受けたことのある者については、その登録に係る登録申請者又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその登録を受けていた期間</u> ホ (現行どおり) ヘ (現行どおり) (登録申請等の手続) 第 5 条 <u>登録申請等（登録の申請及び規則第 10 条第 1 項に規定する届出をいう。以下同じ。）の申請者は、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者とする。</u> 2 <u>会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者は、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。</u> 3 <u>規則第 7 条第 3 項に規定する細則で定める書類は、登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った協会員及び当該外務員が誓約する書面とする。</u> 4 <u>協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発</u>	(登録原簿の記載事項) 第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 (省 略) 2 外務員についての次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び性別 ロ 役員又は従業員の別<u>及び従業員にあつては雇用の形態</u> ハ (省 略) ニ <u>外務員の職務（「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 7 号に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関（協会員以外のものを含む。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</u> ホ (省 略) ヘ (省 略) (会員及び店頭デリバティブ取引会員の登録申請等の手続き) 第 5 条 <u>規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、会員にあつては会員代表者、店頭デリバティブ取引会員にあつては店頭デリバティブ取引会員代表者とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>生したときにあってはこの限りではない。</u> <u>5 協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、第 3 項に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。</u> <u>6 協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、第 3 項に規定する書面の原本を、登録の申請後 5 年間、保存するものとする。</u> <u>7 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要事項は、別に定める。</u> <u>(電子情報処理組織による登録申請等)</u> <u>第 6 条</u> 協会員は、電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合には、本協会が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該協会員の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。 <u>1 登録申請等において書面等に記載すべきこととされている事項（次号に掲げる事項を除く。）</u> <u>2 登録の申請を行う場合にあっては、規則第 7 条第 3 項に規定する書面及び書類（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項</u> <u>2 前項に基づき、添付書類に記載されている事項をスキャナーを用いて入力するときは、協会員は、スキャナーを用いて添付書類に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が添付書類に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。</u> <u>3 登録申請等を行う者は、第 1 項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「オンライン化法施行規則」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（オンライン化法施行規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する電子証明書であって、本協会の使用に係る電子計算機から認証（オンライン化法施行規則第 3 条第 3 項に規定する認証をいう。）できるものをいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>1 商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</u> <u>2 金融庁長官が告示で定める電子証明書であって、政府認証基盤におけるブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（前号に規定するものを除く。）</u> <u>4 第1項の規定により行われた登録申請等は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。</u> <u>5 本協会は、第3項に規定する電子証明書の認証のため、必要な措置を講ずる。</u> （電子情報処理組織による通知） 第 7 条 本協会が、規則第8条第2項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第1項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、当該通知の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知と併せて当該本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。 <u>2 前項の規定により行われた通知は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。</u>	（ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）
（ 削 る ） （ 削 る ）	（特別会員の登録申請等の手続き） 第 6 条 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員にあっては特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、当該本部部署の長とすることができる。 （登録申請書の添付書類） 第 7 条 規則第7条第3項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が金商法第64条の2第1項各号のいずれかに該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った協会員が誓約する書面とする。

改 正 案	現 行
(削 除) (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第18条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第18条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験に合格した者 2 受講義務期間の初日前 2 年以内に規則第18条第 1 項及び同条第 2 項の規定による資格更新研修を修了した者 3 } 4 } (現 行 ど お り) 5 } (削 除)	(登録申請書等の様式) 第 9 条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第 1 号から第 4 号とする。 (資格更新研修の特例) 第 10 条 規則第18条第 1 項ただし書、同条第 3 項ただし書、第18条の 2 第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第18条第 1 項、同条第 3 項、第18条の 2 第 1 項又は同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下、「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験又は平成18年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験（以下「資格試験」という。）に合格した者（当該合格した資格試験が受験時に既に取得していた資格である場合、二種外務員にあつては試験規則第 3 条第 4 号から第 7 号に定める試験である場合又は特別会員一種外務員若しくは特別会員二種外務員にあつては同条第 6 号に定める試験である場合を除く。以下、第 3 号について同じ。） 2 受講義務期間の初日前 2 年以内に規則第18条第 1 項、同条第 3 項、第18条の 2 第 1 項、同条第 2 項又は第18条の 3 の規定による資格更新研修（これらの規定により会員資格更新研修を受講すべき者にあつては会員資格更新研修、特別会員資格更新研修を受講すべき者にあつては会員資格更新研修及び特別会員資格更新研修に限る。）を修了した者 3 } 4 } (省 略) 5 } (一般開放試験合格者の外務員資格更新研修の特例) 第 11 条 規則第18条の 3 に規定する細則に定める試験に合格した場合は、次の各号のいずれかに定める試験に合格した場合とする。 1 規則第18条に定める会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験 イ 試験規則による一種外務員資格試験 ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験

改 正 案	現 行
付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 施行日の前日までに、平成〇年〇月〇日付改正前の規則第18条に規定する資格更新研修（会員資格更新研修、特別会員資格更新研修及び特別会員	<u>ハ 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u> <u>ニ 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u> 2 <u>規則第18条に定める特別会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u> <u>イ 試験規則による一種外務員資格試験</u> <u>ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u> <u>ハ 試験規則による特別会員一種外務員資格試験</u> <u>ニ 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験</u> <u>ホ 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u> <u>ヘ 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u> 3 <u>規則第18条に定める特別会員四種外務員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u> <u>イ 試験規則による一種外務員資格試験</u> <u>ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u> <u>ハ 試験規則による特別会員一種外務員資格試験</u> <u>ニ 平成21年4月1日以降に実施された試験規則による特別会員四種外務員資格試験</u> <u>ホ 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験</u> <u>ヘ 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u> <u>ト 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u>

改 正 案	現 行
四種外務員資格更新研修をいう。)を修了した者は、改正後の第9条第2号に規定する規則第18条第1項及び同条第2項の規定による資格更新研修を修了した者とみなす。	

※付則第2項の日付は規則改正日となります。

行
現

外務員登録申請書

(様式第1号)

日本証券業協会会長　殿

申請年月日		代表者印	
申 請 書			

外務員の登録を受けたので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条第1項の規定により登録を申請します。

外務員種別	氏名		性別	生年月日	
	役員又は従業員の別			雇用形態	資格取得年月日
	資 格	資 格 取 得 方 法			
外務員の職務を行ったことの有無及び期間並びに金融商品仲介業又は金融商品取引業を行ったことの有無及び期間					
会社コード	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者		自	至	

（添付書類） 1．外務員の履歴書　　　1通 2．本人確認書類　　　1通
 3．外務員及び申請者の誓約書　　　1通

外務員登録事項変更届出書

日本証券業協会会長 殿

(様式第2号)

届 出 年 月 日		代表者印
会 社 コード		
商号又は名称		
代表者役職氏名		

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

外務員ID	カナ姓	カナ名
	漢字姓	漢字名

変更前		変更前	変更年月日	

変更前		変更前	変更年月日	

変更前		変更前	変更年月日	

変更前		変更前	変更年月日	

(削 る)

改正案

現行

（様式第3号）

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日

代表者印

会社コード

商号又は名称

代表者役職氏名

下記の者が金融法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名	
	漢字氏名	
該当年月日	摘	要

添付書類

法29条の4第1項第2号イに該当する場合

後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ロに該当する場合

破産手続開始の決定の審判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ハ又はトに該当する場合

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号ニ又はホに該当する場合

取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

連絡担当者 所 属

役職氏名

電話番号

9

（削る）

(削 る)

登録外務員の職務廃止届出書

(様式第4号)

日本証券業協会会長 殿

届出年月日			代表者印
会社コード			
商号又は名称			
代表者役職氏名			

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故願未報告書提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故願未報告書提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故願未報告書提出年月日

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故願未報告書提出年月日

10

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 12 月 13 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（受験資格） 第 4 条 <u>試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定めるすべての要件を満たさなければならない。</u> 1 一種外務員資格試験<u>及び二種外務員資格試験</u> イ <u>試験の受験日において、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同条同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者でないこと。</u> ロ <u>試験の受験日において、第 7 条第 4 項又は第 9 条の規定により試験を受けることができないこととされている者でないこと。</u> （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ）	（受験資格） 第 4 条 <u>協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。</u> 1 一種外務員資格試験 イ <u>会員の使用人（出向により受け入れた者（以下「出向者」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を含む。）又はその会員が使用人として採用しようとする者（出向により受け入れようとする者（以下「出向予定者」という。）及び派遣労働者として従事させようとする者（以下「派遣労働予定者」という。）を含む。）のうち「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格（以下「二種外務員の資格」という。）を有する者</u> ロ <u>会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「会員支配会社」という。）の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者</u> ハ <u>会員の有価証券の売買その他の取引等に関連する業務を行っている関連会社（関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）が会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社（以下「会員の関連会社」という。）に限る。）の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち二種外務員の資格を有する者</u> ニ <u>特別会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）のうち二種外務員の資格を有する者</u> ホ <u>特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）</u>

改 正 案	現 行
(削 る)	く。)又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者 へ 特別会員の金融商品取引法(以下「金商法」という。)第33条の2の登録に係る業務(以下「登録金融機関業務」という。)に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)が特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社(以下「特別会員の関連会社」という。)に限る。)の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者
(削 る)	ト 定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者(金融商品仲介業の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号から第5号及び第7号並びに第11条において同じ。)若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)のうち二種外務員の資格を有する者
(削 る)	チ 店頭デリバティブ取引会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)のうち二種外務員の資格を有する者
(削 る)	2 二種外務員資格試験 イ 会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又はその会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。) ロ 会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。) ハ 会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。) ニ 特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又はその特別会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。) ホ 特別会員支配会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向

改 正 案	現 行
2 会員内部管理責任者資格試験 イ 前号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ 協会の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、又は協会員が試験を受けさせる必要があると認める者（協会員の役員を除く。）のうち「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有する者であること。 （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ）	予定者及び派遣労働予定者を除く。） ハ 特別会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。） ト 金融商品仲介業者若しくはその使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。） チ 店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。） 3 会員内部管理責任者資格試験 イ 会員の役員 ロ 会員の使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち外務員規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格（以下「一種外務員の資格」という。）を有する者 ハ 会員支配会社の役員又は会員支配会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 ニ 会員の関連会社の役員又は会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 ホ 特別会員の役員 ヘ 特別会員の使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 ト 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 チ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者 リ 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）であって一種外務員の資格を有する者 ヌ 店頭デリバティブ取引会員の役員 ル 店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち一種外務員の資格を有する者

改 正 案	現 行
3 <u>特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験</u> イ <u>第1号イ及びロの要件を満たす者であること。</u> ロ <u>特別会員又は店頭デリバティブ取引会員（以下「特別会員等」という。）が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</u> (削 る) (削 る) (削 る) (削 る)	4 <u>特別会員一種外務員資格試験</u> イ <u>特別会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格（以下「特別会員二種外務員の資格」という。）を有する者</u> ロ <u>特別会員支配会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を除く。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u> ハ <u>特別会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u> ニ <u>金融商品仲介業者（特別会員のみを金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等とする者に限る。以下この条において同じ。）若しくはその使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u> ホ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその店頭デリバティブ取引会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）のうち特別会員二種外務員の資格を有する者</u> 5 <u>特別会員二種外務員資格試験</u> イ <u>特別会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）</u> ロ <u>特別会員支配会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を除く。）</u> ハ <u>特別会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）</u> ニ <u>金融商品仲介業者若しくはその使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）</u> ホ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者及び派遣労働者を含む。）又はその店頭デ</u>

改 正 案	現 行
4 特別会員四種外務員資格試験 イ <u>第1号イ及びロの要件を満たす者であること。</u> ロ <u>特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が特定金融商品取引業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務をいう。）に従事させようとする者であること。</u> 5 特別会員内部管理責任者資格試験 イ <u>第1号イ及びロの要件を満たす者であること。</u> ロ <u>特別会員等の役員、又は特別会員等が試験を受けさせる必要があると認める者（特別会員等の役員を除く。）のうち外務員規則第4条第4号に規定する特別会員一種外務員の資格を有する者であること。</u> （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ） （ 削 る ）	<u>リバティ取引会員が使用人として採用しようとする者（出向予定者及び派遣労働予定者を含む。）</u> 6 特別会員四種外務員資格試験 （ 新 設 ） 特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>特定金融商品取引業務（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務をいう。以下同じ。）に従事させようとする者</u> 7 特別会員内部管理責任者資格試験 イ <u>特別会員の役員</u> ロ <u>特別会員の使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち外務員規則第4条第4号に規定する特別会員一種外務員の資格（以下「特別会員一種外務員の資格」という。）を有する者</u> ハ <u>特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u> ニ <u>特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人（出向者及び派遣労働者を除く。）のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u> ホ <u>金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u> ヘ <u>店頭デリバティブ取引会員の役員</u> ト <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人（出向者を含み、派遣労働者を除く。）のうち特別会員一種外務員の資格を有する者</u> 2 <u>前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させようとする者を含む。）に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日（会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させようとする日を含む。）前90日以内に実施されるものに限るものとする。</u>

改 正 案	現 行
(受験の禁止) 第4条の2 協会員は、<u>前条の要件を満たしていない者に試験を受けさせてはならない。</u> (削 除) (削 除) 2 委員会は、<u>前条の要件を満たしていない者が試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。</u> (受験手続) 第6条 <u>協会員が試験の申込みをする場合の受験手続は、次の各号によるものとする。</u> 1 <u>協会員は、所定の方法により本協会へ直接申し込むこと。</u> 2 <u>協会員は、所定の受験料を直接本協会に支払うこと。</u> 3 <u>前2号に規定のない事項については、委員会が別に定めるところによること。</u> 2 <u>前項に規定する場合以外の受験手続は、委員会が別に定めるところによるものとする。</u> 3 (現行どおり) (不正の手段による受験等) 第7条 (現行どおり) 2 } (現行どおり) 4 } (削 除) 5 (現行どおり) (削 除)	(受験の禁止) 第4条の2 <u>前条の規定にかかわらず、協会員は、次の各号に掲げる者に試験を受けさせてはならない。</u> 1 <u>「協会員の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者</u> 2 <u>従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</u> 2 委員会は、<u>前項各号に掲げる者が試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。</u> (受験手続き) 第6条 <u>協会員は、第4条に定める者に試験を受けさせようとするときは、所定の方法により、本協会へ申し込むものとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) 2 <u>協会員は、本協会所定の受験料を本協会に支払うものとする。</u> 3 (省 略) (不正の手段による受験等) 第7条 (省 略) 2 } (省 略) 4 } (省 略) 5 <u>委員会は、不正受験者が前項に定める期間内に試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。</u> 6 (省 略) 7 <u>協会員は、第4条第2項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合(特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させないこととなった場合をいう。)には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならな</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (不合格時の取扱い) 第 9 条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から 30 日を経過する日までは、<u>第 3 条各号に規定するすべての試験を受けることができない。</u> (削 除) (削 除) (受験の特例) 第 10 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の<u>方法</u>により受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、<u>本協会に加入しようとする者を第 4 条、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 5 項において協会員とみなす。</u> (削 除) (金融商品仲介業登録予定者等に係る受験手続等) 第 11 条 協会員は、<u>金融商品仲介業登録予定者</u>（<u>金商法第 66 条に規定する金融商品仲介業の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者をいう。以下同じ。</u>）若しくはその<u>役員若しくは使用人又は金融商品仲介業登録予定者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業登録予定者の商号、名称又は氏名等について、所定の方法によりあらかじめ本協会に届出を行い、本協会の確認を</u>	い。 8 <u>委員会は、前項の規定により、協会員が届出を行った場合、当該合格者の合格を取り消すものとする。</u> (不合格時の取扱い) 第 9 条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から 30 日を経過する日までは、<u>同一種類の試験を受けることができない。</u> 2 <u>試験を受け、同一種類の試験を初回の受験から 3 回連続して不合格となった者は、当該 3 回目の試験の受験日から 180 日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。</u> 3 <u>前項の規定により、180 日を経過した後最初に受ける試験については、初回の受験とみなし、以後の受験については、前 2 項の規定を適用する。</u> (受験の特例) 第 10 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、<u>第 4 条各号の規定にかかわらず、その使用人又はその使用人として採用しようとする者（第 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。）に試験を受けさせることができる。ただし、その使用人として採用しようとする者が受験する試験は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める試験に限る。</u> 2 <u>前項の本協会に加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、本協会は、前項の受験の申出が行われなかったものとして取り扱う。</u> (金融商品仲介業者等に係る受験手続き) 第 11 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者若しくはその使用人又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について、あらかじめ所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。</u>

改 正 案	現 行
<u>得た後、第6条第1項の定めるところにより受験 手続を行うものとする。</u> (削 る) (削 る) (削 る) <u>2 協会員は、前項の届出の対象となった金融商品 仲介業登録予定者が登録の申請を取り止め、若し しくは金商法第66条の25において準用する同法第 64条の2第3項の規定に基づき登録拒否に係る 通知を受けた場合には所定の方法により、直ちに 本協会に届け出なければならない。</u> <u>3 協会員は、第1項の届出の対象となった金融商 品仲介業登録予定者との間の金融商品仲介業に 係る業務の委託契約を当該金融商品仲介業登録 予定者が登録を受ける前に解除した場合及び当 該金融商品仲介業登録予定者が他の協会員との 間で金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締 結していない場合は、所定の方法により、直ちに 本協会に届け出なければならない。</u> (削 る) <u>4 一の金融商品仲介業登録予定者に複数の協会 員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった 場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数 の協会員を代表する一の協会員（以下「代表協会 員」という。）を定め、代表協会員は、当該金融 商品仲介業登録予定者の同意書を添付のうえ、直 ちに所定の方法により本協会に届け出るものと する。代表協会員を変更した場合も同様とする。</u>	<u>2 協会員が、第4条の規定に基づき金融商品仲介 業者の使用人として採用しようとする者に受け させることができる試験は、当該金融商品仲介業 者が使用人として採用しようとする日前 90 日以 内に実施されるものに限る。</u> <u>3 協会員は、金融商品仲介業者が使用人として採 用しようとする者に試験を受けさせたにもかか わらず、当該試験に合格した者を採用しないこと となった場合には、別に定める様式により、直ち に本協会に届け出なければならない。</u> <u>4 委員会は、前項の規定により、協会員が届出を 行った場合、当該合格者の合格を取り消すものと する。</u> <u>5 金融商品仲介業者（本項及び次項において、金 融商品仲介業の登録（以下「登録」という。）を 受ける前の者をいう。）が登録の申請を取り止め、 若しくは金商法第66条の25において準用する同 法第64条の2第3項の規定に基づき登録拒否に 係る通知を受けた場合、登録を受ける日前にその 使用人が退職した場合又は使用人として採用し ようとする者を採用しないこととなった場合に は、当該金融商品仲介業者若しくはその使用人 （使用人として採用しようとする者を含む。）に 試験を受けさせた協会員は、別に定める様式によ り、直ちに本協会に届け出なければならない。</u> <u>6 協会員が、試験を受けさせた金融商品仲介業者 又はその使用人が所属する金融商品仲介業者と の間の金融商品仲介業に係る業務の委託契約を 当該金融商品仲介業者が登録を受ける前に解除 した場合、当該金融商品仲介業者が他の協会員と の間に金融商品仲介業に係る業務の委託契約を 締結していないときは、当該試験を受けさせた協 会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に 届け出なければならない。</u> <u>7 前2項の規定により、協会員が届出を行った場 合、その受験の申出が行われなかったものとして 取り扱うこととする。</u> <u>8 一の金融商品仲介業者に複数の協会員が金融 商品仲介業に係る業務の委託を行う場合、第6条 及び前各項の規定については、それぞれの規定に かかわらず、代表協会員（当該金融商品仲介業者 が登録を受けた者にあつては、「金融商品仲介業 者に関する規則」第31条第1項に規定する「代 表協会員」をいい、当該金融商品仲介業者が登録 前の者にあつては、同項の規定に準じて定めると ともに本協会への届出を行うものとする。）に適 用する。</u>

改 正 案	現 行
5 <u>前項に該当する場合、第1項から第3項までの 手続は代表協会が行うものとする。</u> (削 る) (削 る) (本協会以外の団体が実施した試験の取扱い) 第12条 (現行どおり) 付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正前の第4条第2項、第7条第7項及び第8項並びに第10条第2項を削る改正並びに改正後の第11条の規定については平成23年10月1日から施行する。 2 平成23年10月1日から施行日の前日までの間における改正後第11条の規定の適用については、同条中「金融商品仲介業登録予定者」とあるのは、「金融商品仲介業登録予定者（金融商品仲介業者を含む。）」と、同条第1項中「第6条第1項」とあるのは、「第6条」とする。	(新 設) (協会員等の役員に対する準用) 第12条 <u>第4条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、同条第2項、第4条の2及び第6条から第11条の規定は、協会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、第10条に規定する本協会に加入しようとする者及び金融商品仲介業者の役員について準用する。</u> (二種外務員資格試験の一般への開放) 第13条 <u>第3条第2号に規定する二種外務員資格試験については、第4条第1項第2号イからチに掲げる者以外の者（第4条の2第1項各号に掲げる者を除く。）に試験を受けさせることができる。</u> 2 <u>前項の規定に基づき試験を受けさせる場合に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</u> (本協会以外の団体が実施した試験の取扱い) 第14条 (省 略)

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 12 月 13 日

（下線部分変更）

u003cdiv data-bbox="91 156 930 910" data-label="Table">

改 正 案	現 行
（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第 4 条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い） 第 10 条の 2 （ 現行どおり ） 2 協会員が、金融商品仲介業者に特定特例私売出し証券の勧誘の取扱いをさせる場合は次の各号の取扱いとする。 1 } 3 } （ 現行どおり ） 4 } 5 金融商品仲介業者が、特定特例私売出し証券の勧誘を行い、所属協会員が当該特定特例私売出し証券を顧客に売り付ける場合には、少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 4 条第 3 項に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、同規則第 4 条第 2 項に規定する告知書を交付すること。 3 （ 現行どおり ） 4 協会員が金融商品仲介業者に特定特例外国証券売出し証券の勧誘の取扱いをさせる際に、当該金融商品仲介業者が顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 13 条第 4 号に定める適格機関投資家を除く。）に提供する情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、所属協会員が少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 6 条第 2 項に規定する事項とすることができる。 （本協会への照会） 第 15 条 （ 現行どおり ） 2 協会員は、被照会者について、最近 5 年間に従業員規則第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱い及び処分を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 3 （ 現行どおり ） 4 （ 現行どおり ） （資格試験の受験） 第 18 条 会員及び特別会員は、金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に、「外務	（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第 4 条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い） 第 10 条の 2 （ 省 略 ） 2 協会員が、金融商品仲介業者に特定特例私売出し証券の勧誘の取扱いをさせる場合は次の各号の取扱いとする。 1 } 3 } （ 省 略 ） 4 } 5 金融商品取引仲介業者が、特定特例私売出し証券の勧誘を行い、所属協会員が当該特定特例私売出し証券を顧客に売り付ける場合には、少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 4 条第 3 項に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、同規則第 4 条第 2 項に規定する告知書を交付すること。 3 （ 省 略 ） 4 協会員が金融商品仲介業者に特定特例外国証券売出し証券の勧誘の取扱いをさせる際に、当該金融商品取引仲介業者が顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 13 条第 4 号に定める適格機関投資家を除く。）に提供する情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、所属協会員が少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 6 条第 2 項に規定する事項とすることができる。 （本協会への照会） 第 15 条 （ 省 略 ） 2 協会員は、被照会者について、最近 5 年間に従業員規則第 12 条第 2 項の規定による二級不都合行為者としての取扱い及び処分を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 3 （ 省 略 ） 4 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)</u>第3条第1号から第5号及び第7号までに掲げる資格試験(以下「資格試験」という。)<u>を受験させようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について所定の方法によりあらかじめ本協会に届け出を行い、本協会の確認を得るものとする。</u> 2 <u>金融商品仲介業者に係る資格試験の受験手続は、試験規則第6条第1項の規定によるものとする。</u> (資格更新研修の受講等) 第19条 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間(以下この条において「受講義務期間」という。)内に<u>修了するように、</u>外務員資格更新研修(以下「資格更新研修」という。)を受講させなければならない。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。 1 受講義務期間の初日前2年以内に<u>試験規則第3条各号</u>に掲げる資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者 2 } (現行どおり) 3 } 4 }	(資格更新研修の受講等) 第18条 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間(以下この条において「受講義務期間」という。)内に、<u>外務員規則第18条第1項各号に掲げる区分(同条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に応じ外務員資格更新研修(以下この条及び次条において「資格更新研修」という。)</u>を受講させなければならない。 1 (省 略) 2 (省 略) 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。 1 受講義務期間の初日前2年以内に「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「試験規則」という。)<u>第3条第1号に掲げる資格試験又は平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)</u>に合格した者(前条に規定する外務員規則第4条第4号の要件を具備する外務員にあっては、試験規則第3条第2号、第3号及び第7号に掲げる試験に合格した者、前条に規定する外務員規則第4条第5号の要件を具備する外務員にあっては、試験規則第3条第2号から第4号に掲げる試験に合格した者を含む。次号において同じ。)<u>又は資格更新研修を修了した者(外務員規則第18条第1項第1号に掲げる資格更新研修を修了した者(前条に規定する外務員規則第4条第4号又は第5号の要件を具備する外務員にあっては、外務員規則第18条第1項第2号に掲げる資格更新研修を修了した者を含む。)</u>に限る。) 2 } (省 略) 3 } 4 }

改 正 案	現 行
5 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員のうち、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に<u>修了するように</u>、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。 6 } 7 } (現行どおり) 8 } 9 <u>金融商品仲介業者に係る資格更新研修の方法については、本協会がこれを定める。</u> 10 <u>試験規則第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、金融商品仲介業者に係る資格更新研修について準用する。この場合において、各規定中、「試験」とあるのは「資格更新研修」と、「受験手続」とあるのは「受講手続」と、「受験料」とあるのは「受講料」と、「委員会」とあるのは「本協会」と、「不正受験者」とあるのは「不正受講者」と、「不合格」とあるのは「未修了」と、「受験」とあるのは「受講」と、「不正受験」とあるのは「不正受講」と、「受験者」とあるのは「受講者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	5 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員のうち、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。 6 } 7 } (省 略) 8 } (新 設) (新 設)
(削 る)	(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第18条の2 <u>会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業者の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業者に係る業務の委託契約を締結した者を含む。）、金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち試験規則第13条の規定により受験し合格した者（過去において個人金融商品仲介業者の登録又は外務員の登録を受けており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。以下この項において同じ。）について、合格の日から2年を経過した日以降に、初めて金融商品仲介行為に従事するとき（金融商品仲介業者の役員又は従業員にあっては、初めて外務員の登録を受けるとき。）は、金融商品仲介業の登録を受ける日前（金融商品仲介業者の役員又は従業員にあっては、外務員登録日前。）に、外務員規則第18条第1項各号に掲げる区分（同条第2項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分）に応じ資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第13条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該行為に従事する日前に、次の各号のいずれかの試</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (報 告) 第 30 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の<u>方法</u>によりその内容を本協会に報告しなければならない。 1 } 14 (現行どおり) (複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 一の金融商品仲介業者に複数の協会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の	験に合格した場合は、この限りでない。 <u>1 外務員規則第18 条に定める会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u> イ 試験規則による一種外務員資格試験 ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験 ハ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験 ニ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験 <u>2 外務員規則第18 条に定める特別会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u> イ 試験規則による一種外務員資格試験 ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験 ハ 試験規則による特別会員一種外務員資格試験 ニ 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験 ホ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験 ヘ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験 <u>2 前項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員及び特別会員は、当該受講者について、前条に規定する資格更新研修を受講させなければならない。</u> <u>(指定研修の受講)</u> 第 19 条 削 除 (報 告) 第 30 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の<u>様式</u>によりその内容を本協会に報告しなければならない。 1 } 14 (省 略) (複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 一の金融商品仲介業者に複数の協会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の

改 正 案	現 行
協会員を代表する一の協会員（以下「代表協会員」という。）を定め、代表協会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の<u>方法</u>により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。 2 (現行どおり) 3 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる<u>手続</u>については、代表協会員が行うものとする。 1 第 18 条に定める届出及び資格試験の受験手続 2 第 19 条に定める本協会の資格更新研修の受講手続 3 } (現行どおり) 4 }	の協会員を代表する一の協会員（以下「代表協会員」という。）を定め、代表協会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の<u>様式</u>により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。 2 (省 略) 3 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる<u>手続</u>については、代表協会員が行うものとする。 (新 設) 1 第 18 条第 1 項及び第 18 条の 2 第 1 項に定める本協会の<u>外務員資格更新研修の受講の申込み</u> 2 } (省 略) 3 } 4 }
付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 10 条の 2 第 2 項第 5 号及び第 4 項並びに第 15 条第 2 項の改正については、平成〇年〇月〇日から施行する。 2 施行日の前日までに、平成〇年〇月〇日付改正前の外務員規則第 18 条に規定する資格更新研修（会員資格更新研修、特別会員資格更新研修及び特別会員四種外務員資格更新研修をいう。）を修了した者は、改正後の第 19 条第 2 項第 1 号に規定する資格更新研修を修了した者とみなす。	

※付則における「平成〇年〇月〇日」は規則改正日となります。